

(訟ろ-15-B)

平成27年3月27日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 和波 宏典

人事訴訟事件や家事事件等における外国にいる者に対する裁判上の文書の送付について（事務連絡）

人事訴訟事件や家事事件等において、裁判所が外国にいる者に対して直接に裁判上の文書（紛争の解決を目的として裁判上用いられる文書）を郵送することは、当該国の主権を侵害することになりかねません。そのため、外国にいる者に対し、裁判上の文書を送達する場合については国際司法共助（外国送達）の手續（民事訴訟法108条、家事事件手続法36条等）を利用することはもちろん、裁判上の文書を送付する場合についても、原則として、国際司法共助（外国送達）の手續を利用することになります。ただし、外国にいる者に対して裁判上の文書を送付する場合については、例外的に、我が国と当該国との間の条約等によって認められるとき、又は当該国が「民事訴訟手続に関する条約」（以下「民訴条約」という。）若しくは「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」（以下「送達条約」という。）を締結し、かつ、民訴条約6条1項1号若しくは送達条約10条(a)について拒否の宣言をしていないときは（民訴条約6条2項前段、送達条約10条柱書き）、裁判所が当該国にいる者に対して直接にこれを郵送することができるかとされています。例えば、家事調停の申立書の写しを相手方に送付する場合には、その写しの交付又はファクシミリを利用しての送信を

することとされていますが（家事事件手続法256条1項本文，家事事件手続規則26条1項），その送付を受ける者が外国にいるときは，上記例外に該当する場合には直接にこれを郵送することができますが，それ以外の場合には，当該国の主権を侵害することになりかねませんので，原則として，国際司法共助（外国送達）の手続を利用することになります。

つきましては，外国にいる者に対して裁判上の文書を送付するに際し，①当該国が，民訴条約又は送達条約を締結しているかどうか，②当該国が，民訴条約6条1項1号又は送達条約10条(a)について拒否の宣言をしていないかどうかといった点について，ハーグ国際私法会議(HCCH, URL:http://www.hcch.net/index_en.php)のウェブサイトを確認するなどして適切な取扱いがされるよう，裁判官，裁判所書記官及び家庭裁判所調査官に対し，上記の趣旨を適宜の方法で周知していただくようお願いいたします。

なお，取扱いについて疑義がある場合には，当課家事法規・事件係にお問い合わせください。